

# 一般財団法人武蔵野市開発公社定款

【平成25年4月1日】

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
  - 第3章 資産及び会計（第5条－第12条）
  - 第4章 評議員（第13条－第16条）
  - 第5章 評議員会（第17条－第23条）
  - 第6章 役員（第24条－第31条）
  - 第7章 理事会（第32条－第37条）
  - 第8章 事務局（第38条）
  - 第9章 定款の変更及び解散（第39条－第41条）
  - 第10章 公告の方法（第42条）
  - 第11章 補則（第43条）
- 附則

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下「公社」という。）という。

（事務所）

第2条 公社は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 公社は、武蔵野市（以下「市」という。）が行うまちづくりに関連する事業を推進することにより、快適で豊かな生活環境の実現を目指し、もって市民福祉の増進と市の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 都市整備及び再開発に関する事業
- (2) 都市の緑化及び環境保全に関する事業
- (3) 住まいに関する事業

- (4) 都市の活性化及び地域振興に関する事業
  - (5) 前各号に関する調査、研究及び啓発に関する事業
  - (6) まちづくりに資する不動産の取得及び処分並びに管理及び運営に関する事業
  - (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、武蔵野市内において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公社の設立の際、市から出えんされた現金
- (2) 公社の設立後に受ける寄付金品、交付金及び補助金
- (3) 公社の設立後に取得する動産及び不動産
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

#### (基本財産)

第6条 公社の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、公社の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする。

#### (借入金)

第7条 公社が資金の借入れをしようとするときは、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

#### (経費の支弁)

第8条 公社の経費は、基本財産以外の財産をもって支弁する。

#### (事業年度)

第9条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 公社の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の

日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に規定する書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 会社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第12条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の決議により、その全部又は一部を翌年度に繰り越し、又は積立金として積み立てることができる。

2 会社は、剰余金を分配することができない。

3 第1項の積立金は、会社の損失を補てんし、又は基本財産に繰り入れる場合のほかは、取り崩すことができない。

## 第4章 評議員

(評議員)

第13条 会社に評議員3名以上7名以内を置く。

2 評議員の互選により、評議員のうち1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員は、再任されることができる。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理

由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合计数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法人法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名が署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第24条 公社に、次の役員を置く

- (1) 理事 5名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事を選任する場合には、次の要件を満たさなければならない。

(1) 各理事について、次のアからカまでに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族

イ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該理事の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長の命を受けて、公社の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、市の職員又は公社の職員を兼ねる者に対しては、支給しない。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 公社は、法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 公社は、外部役員等（法人法第198条において準用する法人法第115条第1項の外部役員等をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金5万円以上で、あらかじめ定める額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。理事長及び常務理事がともに欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長（理事長が欠席した場合は、出席した理事全員）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第8章 事務局

(事務局及び職員)

第38条 公社に事務局を置く。

2 事務局に職員若干名を置き、理事長が任免する。

3 職員は、理事長の命を受け業務に従事する。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第40条 公社は、基本財産の滅失その他の事由による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員

会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

（公告の方法）

第42条 公社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

（委任）

第43条 この定款に定めるもののほか、公社の運営において必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

### 附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 公社の最初の理事長は小森岳史とする。

別表（第6条関係）

基本財産	10,000,000円
------	-------------